ロ　平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定による税額控除可能額の一部が法第六十八条の十五の七第一項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額となる場合　同項後段の規定により調整前連結税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の税額控除可能限度超過額（当該連結親法人又はその連結子法人の平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による税額控除可能額をいう。以下この号において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除可能限度超過額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

第三十九条の四十八第三項を同条第六項とし、同条第二項中「第六十八条の九第十七項（法第六十八条の九の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「第六十八条の九第十項」に、「第六十八条の十四第十三項」を「第六十八条の十四第十二項」に、「第六十八条の十五の二第六項」を「第六十八条の十五の二第七項、第六十八条の十五の三第十項」に改め、「第六十八条の十五の三第八項、」を削り、「にかかわらず」を「並びに平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第十一項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「第三項」を「第六項及び第七項」に、「この条」を「この項及び第六項」に、「で、同項」を「で、同条第一項」に、「法第六十八条の十五の七第一項の」を「同条第一項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第六十八条の十五の七第一項第十五号に規定する政令で定める規定は、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「平成二十四年旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第三項の規定とし、法第六十八条の十五の七第一項第十五号に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。

2　法第六十八条の十五の七第二項に規定する政令で定める規定は、平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第三項の規定とする。

3　法第六十八条の十五の七第三項に規定する政令で定める金額は、平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第四項の規定を適用したならば同項に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものとする。

第三十九条の四十八に次の一項を加える。

7　前項の場合において、同項第二号ロ(2)、第三号ロ(3)、第四号ロ(2)、第五号ロ(2)、第六号ロ(2)、第九号ロ(2)又は第十二号ロに規定する繰越税額控除限度超過額（以下この項において「繰越税額控除限度超過額」という。）の発生連結事業年度等（それぞれ当該繰越税額控除限度超過額に係る法第六十八条の十第四項、第六十八条の十一第十一項、第六十八条の十三第三項、第六十八条の十四第四項、第六十八条の十五第四項若しくは第六十八条の十五の四第四項又は平成二十四年旧効力措置法第六十八条の十四第四項に規定する控除しきれない金額の生じた連結事業年度（当該控除しきれない金額の生じた事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該控除しきれない金額の生じた事業年度）をいう。以下この項において同じ。）が二以上あるときは、前項第二号ロ(2)、第三号ロ(3)、第四号ロ(2)、第五号ロ(2)、第六号ロ(2)、第九号ロ(2)又は第十二号ロに定める金額は、当該繰越税額控除限度超過額をその発生連結事業年度等の異なるごとに区分し、その区分された繰越税額控除限度超過額のうちその発生連結事業年度等の最も新しいものから順次調整前連結税額超過額を構成するものとして、その区分されたそれぞれの繰越税額控除限度超過額につきこれらの規定を適用して計算した金額の合計額とする。

第三十九条の四十九第三項中「前項に規定する海洋運輸業又は」を「、前項に規定する海洋運輸業の用に供されるもの（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限る。）又は前項に規定する」に、「もので」を「もので、」に改め、同条第四項中「事業の経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものは、鋼船（船舶のトン数の測度に関する法律第四条第一項に規定する国際総トン数が三千トン以上のものに限る。）のうち第二項に規定する海洋運輸業の用に供されるものとし、同欄に規定する環境への負荷の低減に著しく資するものとして」を削る。

第三十九条の五十一を次のように改める。

（関西文化学術研究都市の文化学術研究施設の特別償却）

第三十九条の五十一　法第六十八条の十九第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が二百四十万円以上のものとする。

第三十九条の五十四及び第三十九条の五十五を削る。

第三十九条の五十三第二項第二号イ及びロ中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改め、同条を第三十九条の五十五とする。

第三十九条の五十二の見出しを「（特定農産加工品生産設備の特別償却）」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第三十九条の五十四とする。

第三十九条の五十一の次に次の二条を加える。

（共同利用施設の特別償却）

第三十九条の五十二　法第六十八条の二十四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の共同利用施設の取得価額（法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が百万円以上のものとする。

第三十九条の五十三　削除

第三十九条の五十六第二項を次のように改める。

2　法第六十八条の二十七第二項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等（同項に規定する取得等をいう。以下この条において同じ。）をする場合　第二十八条の九第十二項第一号に定める期間

二　法第六十八条の二十七第二項の表の第二号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　第二十八条の九第十二項第二号に定める期間

三　法第六十八条の二十七第二項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　第二十八条の九第十二項第三号に定める期間

四　法第六十八条の二十七第二項の表の第四号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　第二十八条の九第十二項第四号に定める期間

第三十九条の五十六第四項中「策定し、又は作成した」を「作成し、又は策定した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第六十八条の二十七第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する第二十八条の九第十二項第一号に規定する認定半島産業振興促進計画